

番号	1.
項目	亡 A さん及び B さんに対して城東区役所福祉事務所が取った対応が誤りであったことを認め、 A さん及び B さんに対し文書で謝罪すること
(回答) 城東区役所保健福祉課においては、 A 様及び B 様から、令和 3 年 7 月 15 日、令和 3 年 12 月 20 日、令和 4 年 3 月 15 日の計 3 回、生活保護に関する相談を受け、生活保護受付面接担当者が面談を行いました。 令和 3 年 7 月 15 日、 A 様と B 様が相談に来所され、男性職員 C が面談を行っております。 A 様のお住まいが A 様ご本人名義の契約でないと聞き取ったため、住宅契約者の名義変更等について助言し、また夫からの DV 対策を説明しました。そのうえで、「生活保護開始（変更）申請書」（以下、「申請書」といいます。）などをお渡ししました。相談日当日に生活保護を申請する意思があるかを確認しましたが、 A 様が申請意思を示されず、申請書は提出されておられません。申請書のほか申請時に提出をお願いしたい書類にかかるリストを交付し、その際申請書の提出日が申請日となる旨説明し、面談を終了しております。 C は面談時、住宅の賃貸借契約書を提出いただきたいとお伝えしましたが、「マンションの契約書がないと申請は受け付けられない」と申した事実はありません。 なお、ご本人名義の賃貸借契約書の提出がないと住宅扶助の支給が難しいこと、その場合は生活扶助費等から家賃を支払う必要が生じるため、生活が苦しくなると説明したことを確認しております。 令和 3 年 12 月 20 日、 A 様と B 様が相談に来所され、女性職員が面談を行っております。 A 様が体調不良により面談には同席されず、面談を行った女性職員は B 様とのみ面談し、 A 様とはお会いしていません。面談を行った女性職員は、 B 様に対して生活保護制度について説明しましたが、 B 様より、 A 様はその時点で申請しないとおっしゃっている旨をお聞きしたため、 B 様に対し申請時に提出をお願いしたい書類について説明し、 A 様ご本人の申請意思を確認のうえ、再度来所するよう案内しております。 また、 B 様より、 A 様には生活保護の申請意思はないものの生活にお困りであることをお聞きしたため、前回相談時に申請書などが交付されていることを面談記録より確認したうえで、生活歴について記載いただく様式を追加で交付し、 A 様ご本人の申請意思があ	

れば親族のみの来所による申請も可能である旨説明のうえ、面談を終了しております。

令和4年3月15日、**A**様と**B**様が相談に来所され、令和3年7月15日に面談したCが面談を行っております。**A**様が体調悪化により病院から入院を勧められているが入院が決まっていないこと、現金が1,000円程度しかないことを聞き取ったため、Cは**A**様に生活保護の申請意思を確認しました。**A**様は、**B**様より生活保護申請を勧められるも、申請意思を示されず、この日も申請書を提出されませんでした。Cは、令和3年7月15日と同様に、申請書と、申請時に提出をお願いしたい書類にかかるリストを交付し、生活保護制度の説明を行ったうえで、夫からのDVについてはその事実を記載した申告書を提出すれば生活保護における扶養義務については問わないこと、生活保護申請前に入院となった場合、医療機関へ申請意思を示せば申請手続きに入ることが可能であること、申請書の提出日が申請日となることを説明し、面談を終了しております。

城東区役所保健福祉課では、生活保護の相談に来られ、申請意思を示された方に申請をさせないことはありません。また、一部の書類が揃わないことにより申請を受け付けないこともあります。今回**A**様が1回目、3回目の面談時に申請意思を示されなかったこと、2回目の相談時は、**B**様より**A**様に申請意思がないと聞き取ったことから、相談のみで面談が終了しておりますが、3回とも**A**様ご本人の申請意思があることを確認できれば、生活保護の申請手続きに入ることができていたものと考えております。

上記のとおり、城東区役所保健福祉課では、生活保護法と国からの通知に基づき適切に対応しており、申請権を侵害した事実はありません。生活保護の相談に来られた方に対し、今の生活状況をお聞きしたうえで、生活保護法の趣旨、他法・他施策を紹介するなど社会保障や福祉制度を総合的に考慮検討して、その方にとって役立つ方策をさぐる一方で、申請意思を確認した方には申請していただいております。

今回、**A**様がお亡くなりになったこと、心よりお悔やみ申しあげるとともに、引き続き生活にお困りの方に適切な対応を行ってまいります。

担当	城東区役所保健福祉課（生活支援担当）	電話：06-6930-9872
----	--------------------	-----------------

番号	2.
項目	今回の城東区役所福祉事務所の取った対応について検証を行い、二度とこのような過ちを 起こさないための対策を講じ、それを公表すること
(回答) 当該案件については、城東区保健福祉センターにおいて、ご本人が申請意思を示されることなく、生活保護の申請が行われなかったものと把握しています。 保護の申請については、引き続き、申請の意思が確認できれば申請書を交付し、すみやかに提出するよう説明を行い、申請書が提出されれば受理をするという取扱いを行ってまいります。	
担当	福祉局生活福祉部保護課 電話： 06-6208-8014

番号	3.
項目	今後、地方自治法、生活保護法、社会福祉法を守り、申請者に対し、懇切・丁寧に接して、申請権を保障することを約束すること。
(回答) 生活保護の実施にあたっては、引き続き、生活保護法をはじめ関係法令を遵守します。 保護の申請についても、引き続き、申請の意思が確認できれば申請書を交付し、すみやかに提出するよう説明を行い、申請書が提出されれば受理をするという取扱いを行ってまいります。	
担当	福祉局生活福祉部保護課 電話：06-6208-8014 城東区役所保健福祉課（生活支援担当） 電話：06-6930-9872